

## 富山市工事成績評定審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工事成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して、必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の事務を所管する。

- (1) 工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者から再説明を求められたときの回答に関する事項を審査する。
- (2) 総合評価落札方式における技術提案(簡易な施工計画)の不履行部分の審査及び不履行が認められた場合の工事成績評定の審査をする。

(設置)

第3条 委員会は本庁に設置する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は財務部次長とし、委員は、工事担当部次長、工事担当課長、契約課長、工事検査課長とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、第2条各号について申請があったとき、随時開くものとする。
- 3 会議は、委員長及び委員(前条の規定により代理出席したものを含む。)の過半数が出席しなければ成立しないものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 会議は、公開しない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、財務部工事検査課において処理する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。